

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造，産業構造及び中小企業者の実態等

奄美市は、鹿児島市から南へ約 400 km離れた奄美群島最大の島「奄美大島」に位置し、国の出先機関である地方検察庁や地方裁判所のほか、鹿児島県大島支庁等の各種行政機関が集積し、奄美群島の政治・経済・文化の中心的な役割を担っている。

また、本市は、島全体の約 4 割を占め、中核都市としての機能を持つ名瀬地区（旧名瀬市）、緑豊かな森林と清流を持つ住用地区（旧住用村）、広い農地と美しい海岸線を持つ笠利地区（旧笠利町）で構成されている。

人口については、令和 2 年で 41,390 人（令和 2 年国勢調査）となっている。平成 27 年と比較すると、人口が 1,766 人の減少、減少率が△4.1%となっており、年々人口減少が続いている。（図 1）年齢別人口を見ても、老年人口は増加する一方、生産年齢人口の減少が続き、平成 22 年には 6 割を下回り、令和 2 年では、全体の 56.9%となっている。（図 2）また、産業別就業者数を見ると、第 1 次産業は 741 人（3.7%）、第 2 次産業は 2,698 人（13.6%）、第 3 次産業は 16,341 人（82.1%）となっており、近年では、第 3 次産業が増加傾向である。（図 3）

産業別にみると、奄美の伝統産業である本場奄美大島紬や黒糖焼酎に代表される製造業、外海離島の不利性を克服する手段として取り組んでいる情報通信業、地域資源を活用した観光業、地域の暮らしを支える商業、安全安心で快適なまちづくりを担う建設業、奄美の雄大な自然環境を活かした農林水産業など各産業がそれぞれの特徴を活かして成長を遂げ、バランスよく立地している。

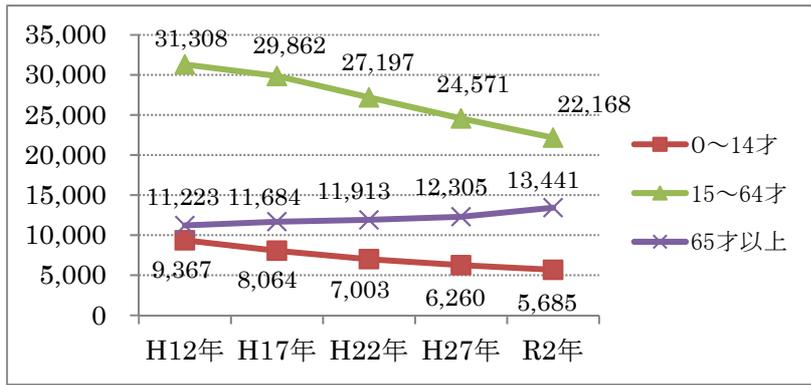
一方、経済のグローバル化による社会構造の変化、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など、地域を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような状況を受け、本市では、平成 29 年度より中小企業を振興する上での企業、行政、関係機関及び市民の役割や関係を明らかにし、成長発展に向けた取り組みを関係機関が一体となって継続的に推進することにより、中小企業の振興を図り、地域経済の活性化と市民生活の向上を実現するため、「奄美市中小企業・小規模事業振興条例」を施行した。

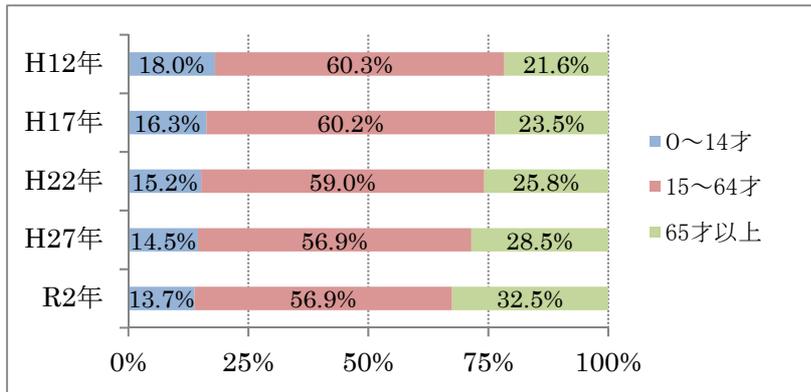
本市の中小企業者は、歴史と伝統を受け継ぐとともに、創造性豊かな特色ある事業活動を展開することにより支えられてきた。しかしながら、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念される。

このような中、本市としては、中小企業の生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

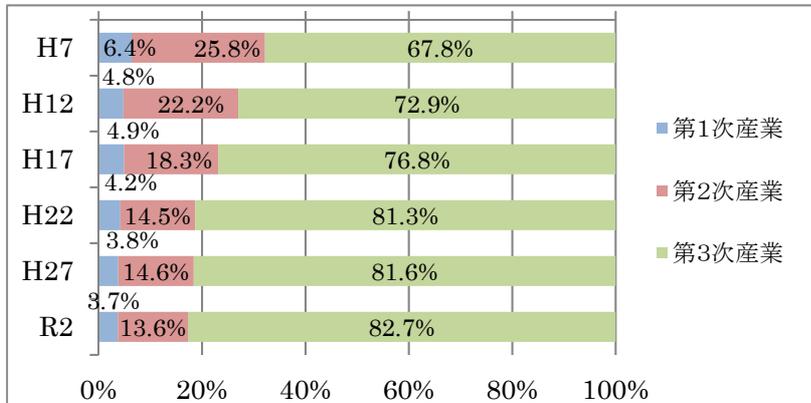
（図 1） 年齢階層別人口の推移 （単位：人）



(図 2) 年齢階層別人口比率の推移



(図 3) 産業者別従業者比率の推移



出典：国勢調査

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、導入促進基本計画の計画期間内における先端設備等導入基本計画の認定数が、年平均5件（累計10件）程度となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に

関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

奄美市の産業は、商業、製造業、情報通信産業、観光業、サービス業、建設業、農林水産業等多岐にわたり、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

奄美市の産業は、核都市としての機能を持つ名瀬地区(旧名瀬市)、緑豊かな森林と清流を持つ住用地区(旧住用村)、広い農地と美しい海岸線を持つ笠利地区(旧笠利町)と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

奄美市の産業は、商業、製造業、情報通信産業、観光業、サービス業、建設業、農林水産業等多岐に渡り、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、各産業、各事業者における生産性向上に向けた取り組みは、新技術・新商品等の開発、機械化や自動化の推進、省エネの推進、市町村の枠を超えた連携など多様である。したがって、本計画においては、年平均3%以上に向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、令和5年7月27日～令和7年7月26日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・既存の雇用の安定を最優先とするため、人員削減を目的とした取り組みは、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に十分配慮する。

- ・健全な地域社会の発展に資するため、公序良俗に反する取り組みや反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税滞納者及び市税未申告者に係る先端設備等導入計画は、特別な事情がある場合を除き、認定の対象としない。